

赤穂市農業委員及び 赤穂市農地利用最適化推進委員を募集します

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	13名	11名（別紙地区ごとに定める定数）
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法に係る農地の権利移動、農地転用等の許可の審査のための会議出席 ・推進委員と連携し遊休農地の発生防止及び解消の調整、担い手への農地集積の推進 ・農地利用最適化の推進に関する施策の意見提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地区での現地活動 ・農地の権利移動の申請地の現地確認や農業委員への意見提出 ・遊休農地の発生防止・解消に向けた現地調査や所有者への働きかけ ・担い手へ農地集積を推進するための貸し手・借り手の掘り起こし活動
任期	令和8年7月20日から 令和11年7月19日（3年間）	委嘱日（令和8年7月20日以降）から 令和11年7月19日（3年間）
報酬	会長 月額 48,000円 職務代理 月額 38,000円 委員 月額 34,000円	委員 月額 34,000円
資格要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適正に行うことができる人	農地等の利用の最適化の推進に関して熱意と識見を有しその職務を適正に行える人
	<p>次の要件に該当する人</p> <p>①本市の職員でない人 ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する人でないこと</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は委員となることができません。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は</p>	
応募期間	令和8年2月12日（木）～令和8年3月12日（木） 平日の午前8時30分から午後5時15分 *郵送の場合3月12日必着	
応募方法	推薦用紙または応募用紙に必要事項を記入し、赤穂市農業委員会事務局または赤穂市農林水産課農林水産係へ持参または郵送してください。 推薦・応募用紙は上記応募先で配布または市ホームページからダウンロードできます。 ※農業委員と推進委員の両方に推薦・応募することは可能ですが、両方の委員を兼務することはできません。	
応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後ホームページで公表します。（住所以外の項目）	
問い合わせ先	〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 赤穂市農業委員会事務局 ☎(0791)43-6845 FAX (0791)43-6892	

(別紙)

農地利用最適化推進委員の地区別定数

区域名	担当する地区	定数
1	加里屋、加里屋南、加里屋中洲1丁目～6丁目、農神町、上仮屋、上仮屋北、上仮屋南、細野町、中広、山手町、元町、寿町、宮前町、大町、城西町、若草町、長池町、惣門町、六百目町、三樋町、西浜町、尾崎、大橋町、松原町、中浜町、さつき町、海浜町、南宮町、清水町、元塩町、本水尾町、朝日町、正保橋町、東浜町、元沖町、元禄橋町、御崎	1
2	塩屋、板屋町、片浜町、平成町、磯浜町、古浜町、西浜北町、黒崎町、新田	1
3	大津、木生谷、折方、鶴和	1
4	福浦	1
5	坂越、高野	1
6	浜市、砂子、北野中、南野中	1
7	中山、真殿、周世、高雄、目坂、木津	2
8	東有年	1
9	西有年	1
10	有年檜原、有年原、有年横尾、有年牟礼	1